

# 1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成28年1月28日(木)		
開催日時	午後3時00分		
開催場所	市役所別館 3階会議室		
出席委員	委員長 永山真江	職務代理者 諫本憲司	
	委員 田島みき	委員 岡部博昭	
	教育長 三笥真治郎	委員 木下靖郎	
出席参与	教育次長 高倉謙市	教育総務課長 高瀬享	
	学校教育課長 中島靖彦	社会教育課長 田中孝明	
	文化財保護課長 柴尾健二	博物館長 財津光和	
	咸宜園教育研究センター長 池田寿生	淡窓図書館長 安養寺雄二	
	兼 世界遺産推進室長	学校給食課長 池永晃	
	人権・同和教育室長 伊藤伸也		
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 福井 龍太郎		
附議議案	議案第2号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について		
	議案第3号 教育財産の取得(史跡咸宜園跡の整備用地)について		
	議案第4号 日田市指定文化財の指定解除の諮問について		
	議案第5号 日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について		
	議案第6号 日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について		
	議案第7号 日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について		
	議案第8号 平成27年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について		
	報告第1号 平成27年12月期寄附採納について		

永山委員長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから1月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、前回の議事録の確認をいたします。</p> <p>12月定例教育委員会の議事録について、変更、訂正などはありませんか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。では、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>では、教育長から報告事項をお願いします。</p>
教育長	<p>本年最初の定例教育委員会でございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、1月4日の仕事始め式の中で、原田市長より、今年は地方創生元年であるという話がありました。国も、例年にないスピードで動いており、市においてもスピード感ある対応をお願いしております。職員はこのことを十分自覚し、気を引き締めて職務の遂行に努めるようにとの訓示がありました。</p> <p>このことを受けまして、教育庁内の各課所におきましても、今年度内に策定予定でございます、まち・ひと・しごと創生総合戦略や日田市教育大綱を4月から具現化していくための準備が大切であり、使命感を持って職務を遂行するようにとの話をしたところでございます。</p> <p>現在、総合戦略も教育大綱も、策定の最終段階に入っているところでございます。教育大綱につきましては、本日開催されました第3回総合教育会議の中で、教育委員さんからも多くの御意見をいただきまして、大変ありがたく思っているところでございます。</p> <p>市長も、教育委員会の意見を尊重していただきまして、大変ありがたく感じているところでございます。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、基本目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという目標がございます。その中に、未来を開く子どもたちを応援するという項目がございます。この中で、確かな学力の育成や咸宜園教育について、あるいは教育費にかかる保護者負担の軽減、あるいはコミュニティ・スクールの推進など、具体的な施策として策定をされる予定でございます。</p> <p>ことし一年、教育委員会部局の職員一同、地方創生元年であるということを自覚し、職務の遂行に努めてまいり所存でございますので、教育委員さん方の御指導の程よろしくお願い申し上げまして、報告にかえさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>

永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>議案第2号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第2号日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について、教育総務課より御説明いたします。</p>
教育総務課長	<p>議案集の1ページをお開きください。</p> <p>議案第2号でございます。日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について、資料を用意しております。議案集の3ページをお開きください。</p> <p>3ページに、日田市奨学資金に関する条例の一部の写し、それと施行規則の写しを掲載をさせていただいております。</p> <p>奨学資金に関する条例の第5条で、奨学資金の貸与または返還に関する事項を調査するため、日田市奨学資金運営委員会を置くというふうに定められております。</p> <p>同条例の施行規則の第2条で、条例第5条第2項の規定にする奨学資金運営委員会の構成は次のとおりとするということで、委員長1名、副委員長1名、委員が若干名ということで、3項に、委員の構成として、市議会議員、日田市の教育委員会の委員、市の職員、市立中学校の校長、市内の高等学校の校長というふうに定められております。</p> <p>議案集の1ページのほうに戻ってください。したがって、今回、岡部委員、佐藤委員、木下委員に奨学資金運営委員会の委員への就任をお願いをするものであります。</p> <p>また、あわせまして、副市長が交代されましたので、市の職員の代表として大塚副市長にも、新たに就任をしていただくものでございます。</p> <p>任期でございますが、現在、2月18日に、本年第1回目の日田市奨学資金運営委員会を開催する予定でございますので、2月の18日から平成29年の3月31日までが任期となります。</p> <p>ちなみに、2ページに御承認をいただいた後の奨学資金運営委員会の名簿を添付させていただいております。</p> <p>下のほうから、お二人ですが、市内の高等学校の校長先生の代表といたしましては、日田高等学校の校長先生、それと、中学校の校長の代表といたしましては、南部中学校の小野校長先生に御就任をいただいております。</p> <p>また、市議会からの代表でございますが、この上から3番目にございますが、嶋崎議長と市議会の教育福祉委員会の委員で古田副議</p>

永山委員長	<p>長に御就任をいただいておりますのでございます。</p> <p>教育総務課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議案第2号について、御意見、御質問などありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>では、議案第2号につきましては、議案のとおり可決いたします。</p> <p>では、議案第3号について、事務局からお願いします。</p>
教育長	<p>議案第3号教育財産の取得（史跡咸宜園跡の整備用地）について、文化財保護課より説明をいたします。</p>
文化財保護課長	<p>文化財保護課でございます。</p> <p>議案集の4ページでございます。</p> <p>議案第3号教育財産の取得（史跡咸宜園跡の整備用地）についてでございます。本年度、公有化を進めております史跡咸宜園跡の土地についての取得でございます。</p> <p>議案集の6ページ、配置図に沿って御説明させていただきます。</p> <p>国の史跡として指定されております範囲が、その点線で囲んだ部分でございます。道を挟んで東側と西側の用地が指定されております。</p> <p>薄い黄色で着色してある部分につきましては、もう既に公有化が済んでいる部分でございます。今回、取得いたしますところは、赤で塗りました部分でございます。</p> <p>土地の所在地は、日田市淡窓2丁目296番の1、地目は宅地、面積は1,074.25平米でございます。契約金が5,757万9,800円でございます。1平米当たり5万3,600円の単価でございます。契約相手につきましては、福岡県福岡市中央区大手門3丁目3番3号の九州労働金庫でございます。</p> <p>取得の理由といたしましては、史跡咸宜園跡の保存整備用地として、この土地を取得するものでございまして、1件当たり300万円を超えておりますことから、5ページに添付いたしました日田市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定に基づきまして、ご審議をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第3号について、御意見、御質問などありませんか。お願い</p>

田 島 委 員	<p>します。</p> <p>もともこの土地には何があったのでしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>現在、この地図で囲ってありますところには、昔の絵図で塾の跡等の資料が存在しております。</p> <p>それで、ただ、その遺跡跡といったものが出てくるかということについては、まだ調査をしてみないと、わかっておりません。</p>
永 山 委 員 長	<p>これは、確か存在したという記録は残ってるけども、きちんとした図面などが残っていないというように読んだ記憶があるんですが、建物を取り壊して発掘の調査が終わるまでにどのくらい時間がかかるものなのでしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>今回購入し、公有化が進みましたら、今度は調査委員会を設置いたします。その調査委員会によって調査の方針について検討を行い、その調査方針に基づきまして発掘調査にかかることとなります。その発掘調査が何年かかるかは、発掘次第となりますので、今のところはっきりとはわかりません。</p>
永 山 委 員 長	<p>わかりました。</p> <p>ほかに、よろしいですか。</p>
岡 部 委 員	<p>購入価格が1平米当たり5万3,600円、坪に直すと17万6,800円であり、これは現在、今の時代、大体平均的な価格ですか。高いのでしょうか、安いのでしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>この購入単価等につきましては、不動産鑑定士等の鑑定によります評価額をもとに算出した額であります。</p>
岡 部 委 員	<p>はい、結構です。</p>
永 山 委 員 長	<p>ほかにありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、議案第3号につきまして、提案どおり可決いたします。では、議案第4号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第4号から議案第7号につきましては、日田市指定文化財の指定解除の諮問及び指定推薦物件の諮問でございますので、文化財保護課より順次御説明を申し上げます。</p>

文化財保護課長

では、議案集の7ページご覧いただきたいと思います。

議案第4号日田市指定文化財の指定解除の諮問についてでございます。

今回、文化財保護審議会へ指定解除の諮問をする指定文化財は2件ございます。

まず1件目は、市指定天然記念物台神社の森と旧往還石畳でございます。

所在地は、日田市天瀬町女子畑1308、所有者は台神社でございます。

この物件につきまして、12ページから14ページにかけて、台神社の配置図、それから樹木の写真、それから石畳の写真を添付しております。

台神社の森は、13ページにあります。イチョウ1本、ムクノキ1本、クスノキ2本、ムクロジ2本、タブノキ1本で構成されました台神社境内に残る境内林でございます。

それから、旧往還石畳は、14ページにございますが、日田永山布政所と岡藩竹田を結んだ日田往還の名残の石畳でございます。現況、石畳の幅、約1.3メートル、延長約4メートルの道であり、市道宮の前線の一部となっております。

その指定、天然記念物の解除の理由につきましては、台神社の森と旧往還石畳は、昭和51年に市指定天然記念物として指定されておりますが、平成27年の2月、前回の文化財保護審議会におきまして、神社内にある指定樹木については天然記念物であるが、旧往還石畳については史跡指定が妥当であるとの指摘を受けました。

このことから、今回、一度この指定を解除し、改めて天然記念物及び史跡での指定諮問を行うために、文化財保護条例35条の規定に基づきまして、市天然記念物の解除について、文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

これが、1件目でございます。

次に、7ページの第2にあります。市指定天然記念物高瀬天満宮のツバキについての解除でございます。

所在地は、日田市高瀬本町字天神、高瀬天満宮境内でございます。所有者は、高瀬天満宮でございます。

これにつきまして、16ページに写真を載せております。

このツバキの解除の理由につきましては、高瀬天満宮のツバキは、昭和50年に日田市指定天然記念物として指定を受けて、管理してきたものでございますが、平成17年ごろから樹勢が衰え、そのたびに回復措置を行ってまいりました。

しかし、ご覧の16ページの写真にありますように、根の部分が

雨水の流れ込みのために腐食し、それからシロアリによる被害が甚大な状況となっております。回復につきましては、樹木医に見せたところ、樹木医の見解では、ちょっと回復は困難であるということでございます。それから、お堂へ倒れかかる危険があります。

こういったことから、所有者である高瀬天満宮さんのほうより、指定解除の申請が出されました。この申請を受けまして、今回、文化財保護条例第35条の規定に基づきまして、市指定天然記念物の指定解除について、文化財保護審議会に諮問を行うものでございます。

高瀬天満宮の概要説明がちょっと後になり申し訳ございません。高瀬天満宮のツバキは、天文10年、1541年に、高瀬山城守が合戦に敗れて滅んだ後、一族を葬り、霊を慰めるために植えられたと伝えられているもので、樹齢400年を超え、樹高4メートル、幹周り2.5メートルのツバキでございます。

議案第4号については、以上でございます。

続きまして、議案集第8ページをお願いいたします。8ページでございます。お願いいたします。

議案第5号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問についてでございます。

諮問の物件の名称は、台神社の森でございます。所在地は、日田市天瀬町女子畑1308、所有者は台神社でございます。

12ページ、13ページに、先ほどごらんいただきましたですけども、配置図と写真を載せております。

概要につきましては、12、3ページの写真のとおり、イチョウが1本、ムクノキ1本、クスノキ2本、ムクロジ2本、タブノキ1本で構成された台神社境内に残る境内樹木群でございます。

昭和51年9月で天然記念物として指定された台神社の森と旧往還石畳のうちの境内樹木群について、今回、日田市文化財保護条例第34条の規定に基づきまして、市指定天然記念物の指定について、文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

続きまして、9ページに入ります。

議案第6号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問についてでございます。

諮問する物件の名称は、台神社前旧往還石畳道でございます。所在地は、日田市天瀬町女子畑、所有者は日田市でございます。市道宮の前線の一部となっております。

12ページにそれについての配置図、12ページの赤で塗られた部分が旧往還石畳道の位置でございます。それから、14ページにその写真を載せております。

	<p>概要につきまして、台神社前旧往還石畳道は、日田から岡藩竹田と肥後藩小国を結ぶ旧往還道でありまして、ほとんど石畳道でありましたが、現在は、神社前40メートルほどがコンクリートで固定し、保存をされております。</p> <p>この物件につきまして、日田市文化財保護条例34条の規定に基づきまして、市指定史跡の指定について、文化財保護審議会へ諮問を行うものでございます。</p> <p>次に、議案集の10ページをお願いします。</p> <p>議案第7号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問についてでございます。</p> <p>諮問する物件につきましては、名称が木造阿弥陀如来坐像でございます。</p> <p>所在地は、日田市高瀬本町770、所有者は高瀬恒善氏でございます。</p> <p>写真を17ページに添付しております。</p> <p>この概要につきましては、鎌倉時代の後期、13世紀後半に、運慶、快慶などの慶派の流れをくむ仏師の作と伝えられております。像高27.4センチの阿弥陀如来坐像でございます。</p> <p>この物件につきまして、日田市文化財保護条例第4条の規定に基づきまして、日田市指定文化財の指定について、文化財保護審議会へ諮問を行うものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、議案第4号日田市指定文化財の指定解除の諮問について、御意見、御質問などありましたら、お願いします。指定解除が2件あります。御質問などありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>では、議案第4号日田市指定文化財の指定解除の諮問について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>そして、4号で指定解除をされたものについて、議案第5号と議案第6号で、日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について、御意見、御質問などありませんか。</p>
田島委員	<p>第5号の境内の中の、7本の木は、大体、どれぐらいの年代なのか、おわかりですか。</p>
文化財保護課長	<p>この境内の中の樹木につきまして、13ページにその樹高や幹周りなどの大きさを示しておりますけれども、樹齢についてはわかって</p>



	<p>おりません。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>議案第6号の石畳なんですが、市道ということは、普通に車などが通るのでしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>はい、市道の一部ですので通ります。</p>
永山委員長	<p>指定文化財になったとしても、市道の一部であれば、通行止めをするわけにもいかないと思いますので、保護するのは難しいと思いますが、一部移転して保存するなど何か保護の対策や計画はないのでしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>現在、市道の一部となっており、それで、保護としましては、このコンクリートで固めることによって、動かないというか、その保護にも当たるとは思いますが、この石畳をどこかに移転することは、昔あった位置から変わるということにもなりますので、今のところ考えておりません。</p>
永山委員長	<p>そうですね、位置が変わりますね。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかに御意見、御質問ありませんか、</p>
田島委員	<p>例えば、この石畳を壊してしまったときなどは、教育委員会へ報告しなければならないんですか。</p>
文化財保護課長	<p>はい、指定されたものにつきましては、所有者が替わったり、それ以後、修理や変更するときには、全て教育委員会へ届け出ることが義務となっております。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、議案第5号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について、議案第6号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それから議案第7号について、御意見、御質問はありますか。</p> <p>これは、個人の所有物でしょうか。</p>
文化財保護課長	<p>はい、個人の所有物で、個人の家に置かれております。</p>

永山委員長	今までは、価値がわからないままに個人のお宅に所蔵されていたということですか。
文化財保護課長	今まで学識経験者の方に見ていただいて、ある程度の価値というのは大体わかっておりました。今回、指定するに当たりまして、審議会へ諮問して、調査それから所見等をいただくつもりであります。
永山委員長	はい。議案第7号につきまして、御意見、御質問はありませんか
諫本委員	これは、所有者の方からの申し出でしょうか。
文化財保護課長	はい、そうです。
諫本委員	では、先ほど言われたように、指定されれば、所有者の方も、家にあるのはいいのですが、ある程度取扱を制限されるということになるのでしょうか。
文化財保護課長	そうです、そういうことになります。
田島委員	例えば、年に一回、日田市の皆さんが見せていただける機会ができるとか、そういったことはないのでしょうか。
文化財保護課長	所有者の義務の中に、できるだけ公開をすることというのがございます。強制的にはできませんけども、お願いすることはできます。
田島委員	ぜひ、お願いいたします。
永山委員長	ほかにはありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり） では、議案第7号日田市指定文化財の指定申請物件の諮問について、原案のとおり可決いたします。 議案第8号について、説明をお願いします。
教 育 長	議案第8号平成27年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について、咸宜園教育研究センターより説明をいたします。
永山委員長	お願いします。

咸宜園教育研究  
センター所長

咸宜園教育研究センターでございます。18ページをお願いいたします。

議案第8号平成27年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について、御説明をいたします。

平成27年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者を次の者に決定してよいか、お諮りをするものでございます。記載の表により、御説明させていただきます。

受賞部門は、教育文化部門でございます。優秀賞、氏名、香川良海氏、所属は日本写真協会会員でございます。作品及び活動名は、「写真を通した咸宜園教育の普及と実践『門下生上野彦馬（写真家）が見た日田咸宜園の風景』」でございます。

審査会では、咸宜園や淡窓先生が漢詩をつくった場所の風景写真などの活用により、普及啓発活動が評価されたものでございます。

具体的には、当センターの入門ボックス、漢詩紙芝居、淡窓先生が詠んだ風景への写真提供や、これまで開催されました世界遺産登録推進、国際シンポジウム並びに日本遺産認定記念フォーラムでのロビー展示、生け花との共同展示による写真展の開催などが評価をされたものでございます。

上程理由といたしましては、咸宜園教育顕彰事業審査会の答申により、各賞の受賞者決定を行うものでございます。

次のページに、咸宜園教育顕彰事業並びに応募状況等の説明を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

19ページでございます。

咸宜園教育顕彰事業は、平成23年度より実施し、廣瀬淡窓や咸宜園の調査・研究活動の発展に寄与する論文や著作物または淡窓が実践した咸宜園教育の普及に貢献した個人及び団体等の活動などを募集し、咸宜園の日記念事業において表彰をするものでございます。

昨年6月1日から11月1日までの間で募集を行い、学術研究部門2件と教育文化部門2件の作品が寄せられ、1月14日に運営委員5名による学術研究部門の審査、15日には、運営委員5名による審査会を実施し、優秀賞の候補者指名が選定されたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

本日、決定をいたしました受賞者につきましては、このページに記載しております平成27年度咸宜園教育顕彰事業の表彰式典等について、（案）でございますが、ここに添付しておりますとおり、2月21日の表彰式典において表彰を行う予定としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

<p>永 山 委 員 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第8号について、御意見、御質問などありませんか。いかがですか。</p> <p>こういう作品は、多分今までにはなかったですよ。今まで研究論文などが多かったように感じてますが、こういうふうな作品及び活動に対しての受賞が出るのは初めてですか。</p>
<p>咸宜園教育研究センター 所 長</p>	<p>このように写真を使った普及啓発活動の取組は初めてだと思います。ただし、平成25年度に受賞された中島先生の「咸宜園の教えを道徳教育に取り入れ、豊かな心を培う～淡窓教育の学校教育・社会教育への転用」は、公民館活動としての取組自体も同じように評価されたものだと考えます。</p>
<p>永 山 委 員 長</p>	<p>いろいろ出てきておもしろいですね。論文だけでなく、広くなったなと思いました。</p> <p>ほかに、御意見、御質問をお願いします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>では、議案第8号平成27年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について、原案どおり可決いたします。</p> <p>では、報告事項について、説明をお願いします。お願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、報告第1号でございます。</p> <p>議案集の21ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号平成27年12月分寄附採納についてでございます。</p> <p>まず、地区寄附の寄附採納ですが、清水町の井上様から三和小学校と北部中学校へ、図書館購入費としてそれぞれ5万円を御寄附いただいております。これは、平成13年から毎年いただいております。</p> <p>次に、東部中学校育友会様から、東部中学校へ屋内冷水機1台、13万3,920円相当を御寄附いただいております。</p> <p>次に、一般寄附につきましては、亀山町の岸川様から、恵まれない子どもたちに役立ててほしいということで、100万円をいただいております。</p> <p>続きまして、不二水道株式会社様から、教育振興のためということで、100万円の御寄附をいただいております。</p> <p>1件100万のこの2つの御寄附につきましては、市の基準によりまして、感謝状の贈呈を予定しているところでございます。</p> <p>次に、大山町の刀根様から、市内小中学校の全学級と保健室へ利用してほしいということで、御自身が作製されましたオリジナルの</p>

	<p>チャリティーカレンダー２０１６、これを２９６部、１７万７、６００円相当を寄附いただいております。</p> <p>１２月につきましては、以上６件で、金額が２１０万円と、寄附相当額３１万１、５２０円でございます、合わせまして２４１万１、５２０円の御寄附となっております。</p> <p>報告第１号につきましては、以上でございます。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>報告第１号につきまして、御質問などはありませんか。よろしいですか。</p> <p>岸川さんの御寄附のところ、何かこの趣旨のところの恵まれない子どもたちっていう表現を書いていいのかどうかっていう話が、前回、出たと思うんですが、この場でだけこういう表現なのか、前回どうでしたか。</p>
<p>書記</p>	<p>前回も、岸川様のお言葉どおりということで、このままにしております。</p>
<p>教育長</p>	<p>御本人が、このようなことを申し出られて、３回の御寄附をいただいたわけですが、この教育委員会はこのように御説明を申し上げますけども、御本人は匿名でと希望がございましたので、扱いについては、よろしくお願ひしたいということでありました。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかに御質問などありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、そのほかに入ります。</p> <p>２月定例教育委員会の会議の日程についてお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>お手元に２月の教育委員会の行事日程表をお配りをさせていただいておりますので、ご覧いただけますでしょうか。</p> <p>２月期の定例の教育委員会でございますが、１８日が木曜日になります。この日に、午前中に、先ほど御議決いただきました奨学資金の運営委員会を開催させていただきまして、そこで、今年度の奨学金の貸与者を決定させていただいて、午後１時半から教育委員会の勉強会、そして３時から定例の教育委員会をお願いをしたいと思います。</p> <p>場所が、奨学資金の運営委員会は、本日、総合教育会議がございました４回の庁議室でございます。次回の勉強会と定例教育委員会は、淡窓図書館の２階の会議室で開催させていただきます。ちょうどその日が、ここの会議室が学校教育のほうが、当分の間、この会</p>

<p>永山委員長</p>	<p>議室を使うようになりますので、淡窓図書館のほうでお願いしたいと思えます。</p> <p>それと、表のほうに戻っていただいて、せっかくの機会ですので、2月教育委員会にお願いをしたい会議が、16日の火曜日のところを10時から第4回目の総合教育会議の開催をいたしまして、できればこの日で教育大綱を完成させたいというふうに思っております。</p> <p>第5番目に戻っていただいて、21日、22日について、先日、行程等をお示しさせていただきましたけれども、備前市の閑谷学校でのシンポジウムと、周南市のコミュニティ・スクールの先進地視察をお願いをしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>2月の日程について、皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>そのほか、何か連絡事項などありますか。</p> <p>学校教育課でございます。12月の定例教育委員会で、議案第100号日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正について御審議をいただきました。</p> <p>その際、委員の質問に対して、2点、後日回答させていただきますという内容がございましたので、回答をさせていただきます。</p> <p>1点目は、就学援助金の請求と支払いの流れについてでございます。</p> <p>一旦学校が保護者に援助金を支払って、後から教育委員会に請求するという形になりますかという御質問でございました。</p> <p>この就学援助金につきましては、保護者が学校を経由して市教委へ請求するという形になっております。その後、市教委から対象保護者の銀行等の口座に直接援助金を振り込んでおりますので、学校がお金をやりとりするということはありません。</p> <p>また、学級費や給食費等、滞納がある場合、保護者の同意を得て差し引いた金額を口座に振り込むようにしております。</p> <p>2点目は、入学準備金の金額の見直しは、何年に一回ぐらいありますかという御質問でした。</p> <p>この件につきましては、そもそも就学援助の支給単価というのは、文部科学省が定めています要保護の支給単価を準用しております。その文部科学省の改定がありますので、その改定に合わせて見直しのほうも行っているということです。</p>

永山委員長	<p>この入学準備金につきましても、文部科学省の新入学学用品費の単価を準用しておりますので、金額の見直しにつきましても、文部科学省の改定に合わせて行いたいと考えております。</p> <p>ちなみに、最近では平成26年の消費税が5%から8%に変わったときに改定がありましたので、本市でも見直しを行ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。今の件についてはよろしいですか。</p> <p>そのほか、何か連絡事項などはありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、これで1月期定例教育委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時51分</p>
-------	---